

**【解禁】**

**新聞** 令和3年11月6日(土)付 朝刊  
**テレビ・ラジオ** 令和3年11月5日(金) 17時  
**電子メディア** 令和3年11月5日(金) 17時

令和3年11月5日14時

資料提供

文部科学省と同時提供

生涯学習局生涯学習課

企画調整班 吉水英章

073-441-3720

## 令和3年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る 文部科学大臣表彰について

文部科学省では、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功績を称え、文部科学大臣表彰を行っています。

このたび本県において、下記団体が本年度の被表彰団体として決定しましたので、報道方よろしく申し上げます。

### 記

1 奨励者表彰 被表彰団体  
社会福祉法人 一麦会

2 表彰式

- (1) 日 時 令和3年12月7日(火) 13:00～13:30
- (2) 会 場 文部科学省東館 3階 第一講堂
- (3) 実施方法 オンライン開催

※被表彰団体の詳細につきましては、別添資料を御覧ください。

# 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰

奨励者 表 彰
団 体 推 薦 書

記 入 日	2021/7/1
都道府県/指定都市名	和歌山県

被推薦者 ・ 団体	ふりがな	しゃかいふくしほうじん いちばくかい	活動開始	2018/7/1
	氏名・団体名	社会福祉法人 一麦会	通 算	3 年間
団体代表者	ふりがな	やまもと こうへい	種 別	社会福祉法人
	氏名	山本 耕平	規 模 人数の内訳等	35 名 <small>役員8、推進担当者5、連携協議会19、事務局3</small>
	役職	理事長		

活動の分野 (4つまで選択可)	1	2	3	4	主な対象	障害者の生涯学習支援活動  700 名
	学習 (その他)	スポーツ 新型コロナウイルス感染予防	文化芸術	情報保障		

活動に当たって連携している団体等 (8つまで選択可)							
1	2	3	4	5	6	7	8
特別支援学校	大学	病院・保健所	社会福祉法人	NPO法人	社会教育関係団体	行政 (教育委員会)	行政 (保健・福祉部局)
(その他) 民間団体及びボランティア団体等							

過去の取組実績 表彰等	2018年度から文部科学省主管の「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」事業を受託し、3年間の実績あり。 また、2021年度から同じく文部科学省主管の「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」事業を受託し、現在運営中である。
備 考	2019年度は全国19地域の上記事業団体の中で最優秀評価を得た。

推薦理由	
<p>「障害者の生涯学習支援活動」について、2018年から文部科学省の「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」事業を受託し、「ゆめ・やりたいこと実現センター」を設立して、3年間事業を継続性をもって実施した。その活動については、大学や医療機関、民間団体等と連携し、顕著な成果を上げ、かつ今後も地方公共団体や各種団体と連携して、地域の実情や特色に応じ、効果的で持続可能な運営が行われている。</p> <p>今後も「ゆめ・やりたいこと実現センター」の講座にとどまらず、地域資源である公民館活動と協働し、さらに地域での学びの活動づくりを進める計画である。</p>	

活動の実践内容等 (名称、内容、経緯、体制、効果、地域への普及状況等)

名 称	「ゆめ・やりたいこと実現センター」
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生涯学習の情報収集・発掘・発信・連携</li> <li>2. 生涯支援団体への助言・人材育成・プログラムの協働や開発 (出前講座・コーディネーターによる生涯学習プログラムの提案)</li> <li>3. 人材バンク (逸材発掘・ボランティア・派遣)</li> <li>4. 夕刻のたまり場 (居場所) : 3年間で104回、のべ1,346人参加</li> <li>5. やりたいこと講座の開催 : 3年間で120回、のべ2,095人参加</li> <li>6. 学びほぐしスクールの開講の準備</li> <li>7. つぶやき相談支援 (相談支援事業所・作業所等の各機関との連携) 等</li> </ol>
経 緯	<p>2018年7月に文部科学省の「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」事業を受託し、8月から「ゆめ・やりたいこと実現センター」をスタートさせた。そして、障害のある人が生きがいを持って生活し、いきいきと余暇を過ごせることをめざし、駅前の古民家を拠点に様々な活動に取り組み3年が経過した。この3年間の研究事業で予想以上の当事者の変化や育ちが見られ、障害者の生涯学習の取組は必要不可欠のものとなった。</p>
体 制	<p>35名体制</p> <p>【内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 役員 (8名) 理事長、副理事長、理事他</li> <li>2. 事業推進担当者 (5名) 法人人局次長他</li> <li>3. 連携協議会の構成員 (19名) 大学、医療、行政関係職員及び民間団体等</li> <li>4. 連携協議会事務局構成員 (3名) 事業推進担当者の3名が兼務</li> </ol>
効 果	<p>「ゆめ・やりたいこと実現センター」の真髄は、単に生涯学習プログラムを一方向的に提供する生涯学習ではなく、定期的集える場 (夕刻のたまり場) を中心に、その集まりの中で障害当事者が自ら”やりたいこと”を発信し、企画・運営することについて、サポートすることを根幹にしている。障害当事者が自ら企画運営を行うことで、喜びと様々な困難や壁が予想される。その「喜び」と「壁」を共に乗り越える経験をすることで、課題解決能力や協働力・協調力・調整力・自助力・共助力を高める効果がある。</p>
普及状況	<p>地域でも生涯学習の機会が多くあるものの、障害のある人は生涯学習の機会が極めて少ないという現状である。今まで生涯学習に関わりのなかったところも一緒に事業を通じて障害のある人の活動を広げていくことが重要である。</p> <p>障害に対する社会全体の理解向上には、行政や企業等のサポートが必要不可欠である。一麦会は優れた活動を展開してきたが、これからの民間や自治体の役割が重要である。</p> <p>※別添 文科省「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」 2020年度ゆめ・やりたいこと実現センター</p>
(その他)	<p>令和3年度は、文部科学省の「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」事業を受諾。</p>

## 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰要項

平成29年5月9日  
文部科学大臣決定  
平成30年10月16日一部改正  
令和元年5月31日一部改正

### 1 趣旨

この要項は、障害者が生涯を通じて教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動（学校における教育課程内の活動にとどまるものを除く。以下「障害者の生涯学習支援活動」という。）を行う個人又は団体について、その活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功労・功績をたたえ文部科学大臣が行う表彰に関して必要な事項を定める。

### 2 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 「障害者の生涯学習支援活動功労者表彰」（以下、「功労者表彰」という。）  
これまでの長期に渡る活動の功績を讃えるもの。
- (2) 「障害者の生涯学習支援活動奨励者表彰」（以下、「奨励者表彰」という。）  
活動に顕著な成果があり、今後の発展や他への普及が大いに期待されるもの。

### 3 表彰の対象

表彰の対象は、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力・貢献し、障害者とその保護者、支援者、専門家等の意見や状況等を反映しつつ、社会教育やスポーツ、文化芸術等の分野における障害者の生涯学習支援活動を活発かつ継続的に行う個人又は団体であり、その活動内容が他の活動と比較して顕著に優れ、他の模範と認められるものとする。

#### (1) 功労者表彰の対象者

##### ア 個人

引き続き10年以上、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力し、顕著な成果を上げた個人。（財政的援助をしたに過ぎない者、公務員で本務として活動の指導に当たっている者などは含めない。なお支援活動を行う団体において役職に就く者については「イ 団体」として推薦すること。）

##### イ 団体

引き続き10年以上、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために貢献し、顕著な成果を上げた団体。地方公共団体や社会教育関係団体、スポーツ団体、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校、企業も対象とする。ただし、地域の実情や特色に応じ、効果的かつ持続可能な運営が行われていることを要する。

## (2) 奨励者表彰の対象者

### ア 個人

「障害者の生涯学習支援活動」について、継続性を持って実施するとともに、その活動について普及及び発展のために尽力し、顕著な成果を上げ、かつ、今後とも活動の成果が期待される個人。(財政的援助をしたに過ぎない者、公務員で本務として活動の指導に当たっている者などは含めない。なお支援活動を行う団体において役職に就く者については「イ 団体」として推薦すること。)

### イ 団体

「障害者の生涯学習支援活動」について、継続性を持って実施するとともに、その活動について普及及び発展のために尽力し、顕著な成果を上げ、かつ今後とも活動の成果が期待される団体。地方公共団体や社会教育関係団体、スポーツ団体、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校、企業も対象とする。ただし、地域の実情や特色に応じ、効果的かつ持続可能な運営が行われていることを要する。

## 4 推薦依頼

文部科学省は、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)、上記3を満たす個人又は団体のうち、上記2の各表彰にふさわしいと判断するものについて、推薦依頼を行うものとする。

### (1) 都道府県等における推薦方法

都道府県等は、上記3を満たす個人又は団体を、文部科学大臣に推薦することができる。都道府県等は、教育部局に限らず、庁内のスポーツ、文化、福祉、労働部局等と密に連携しつつ、管下の市町村とも協力し、民間団体等が行う活動を含めて、幅広く域内の取組を把握した上で、推薦を行うものとする。

推薦に当たっては、別紙の推薦様式に推薦の理由等を記載し、文部科学大臣に提出するものとする。

### (2) 都道府県等による推薦数

都道府県等は、域内の個人又は団体のうち、都道府県にあっては上記2の各表彰の対象を合わせて2件以内(ただし、特別区を含む東京都にあっては合わせて2件以内の推薦分をこれに加えることができる。)、指定都市にあっては上記の2の各表彰の対象を合わせて1件を推薦することができる。なお、上記2の各表彰のいずれを推薦するかは各都道府県等において判断するものとする。

### (3) 文部科学省における推薦

文部科学省は、上記に基づく都道府県等からの推薦のほかに、学識経験者の意見等を参考に、表彰するにふさわしいと判断する個人又は団体を、被表彰対象候補者として審査の対象に加えることができる。

## 5 被表彰対象者の審査及び決定

文部科学大臣は、上記4により推薦された個人又は団体について、学識経験者等の意見を聞いて審査を行い、被表彰対象者を決定する。

6 受賞歴について

当該表彰の受賞は1回限りとする。ただし、他の表彰等の受賞歴は問わない。

7 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

8 表彰の取消

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 被表彰対象者に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。
- (2) 被表彰対象者において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

9 本表彰にかかる事務

本表彰にかかる事務については、関係局課の協力を得て、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室において処理する。

10 補則

その他表彰の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この決定は、平成29年5月9日から実施し、平成29年度の表彰から適用する。

附 則

- 1 この決定は、平成30年10月16日から実施し、平成30年度の表彰から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から実施し、令和元年度の表彰から適用する。